

令和4年度 妙高市

住まいのリフォーム促進事業

- 受付期間 令和5年3月6日（月）～17日（金）

※上記期間で申請補助額が予算額に達した場合は抽選を行います。

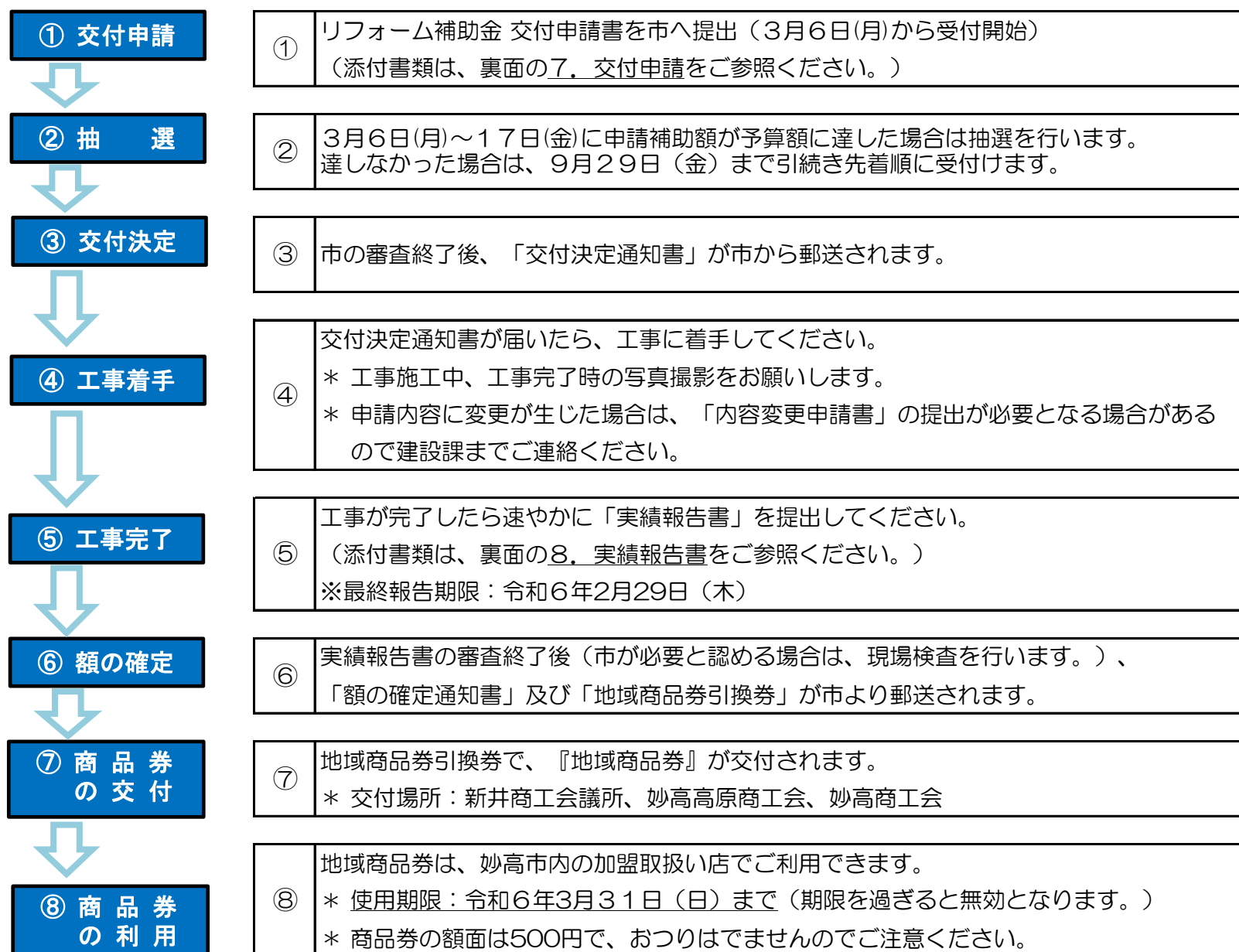
達しなかった場合は、9月29日（金）まで受付け、予算額に到達次第終了します。

- 受付時間 8時30分～17時15分

- 受付場所 妙高市役所、妙高高原支所、妙高支所

- 補助金額 10万円以上のリフォーム工事に
最大10万円分の「地域商品券」を交付

** 手続きの流れ **



1. 補助金の総額

2,000万円

受付期間：令和5年3月6日(月)～17日(金)

※上記期間で申請補助額が予算額に達した場合は抽選。達しなかった場合は、引続き9月29日(金)まで受付け、予算額に到達次第終了。

2. 対象工事費

10万円以上(税込み)の工事が対象です。

3. 補助率・限度額

補助金は全額「地域商品券」で交付されます。

○ 補助率

一般世帯：工事費の1/5

要援護世帯：工事費の1/2

○ 限度額：10万円

※1万円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

4. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方、又は市内に転居する意思を有する方。
- ② 自己の居住に供する目的で、住宅にリフォームを行う方。
- ③ 申請時において、世帯員各々が市税等を滞納していない方。

【要援護世帯】

上記①～③ 共通

- ④ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非課税の世帯
 - (a) 高齢者世帯：世帯全員が満65歳以上
 - (b) 身体障がい者世帯：世帯主が障がい者(1級～6級)
 - (c) 精神障がい者世帯：世帯主が精神障がい者(1級～3級)
 - (d) ひとり親世帯：ひとり親+18歳以下児童のみの世帯
 - (e) 生活保護世帯：生活保護法該当世帯
 - (f) 中国残留邦人世帯：中国残留邦人支援法 該当世帯

【注意事項】

- 令和6年2月29日(木)までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方が対象です。

5. 施工業者

補助対象となる施工業者は以下のとおりです。

- ① 市内に本社、本店がある法人(個人事業者も可)
- ② 住宅を新築した市外業者がリフォーム工事を行う場合は、当該業者も可とします。



【市外業者が施工する場合】

申請書に、住宅を新築した際の契約書の写し又は、「建築証明書」を添付してください。

6. 対象工事

- ・増築、部分改築
- ・住宅の基礎、屋根、外壁、窓、ベランダなどにかかる工事
- ・内装、建具、襖、畳などにかかる工事
- ・トイレ、台所、浴室等の給排水、衛生設備にかかる工事
- ・コンセント増設等の電気設備工事など

※工事を伴わない製品の購入や、駐車場・倉庫・門扉・舗装工事などの外構工事は対象外です。

※「妙高市安全・快適住まいづくり支援事業」のゼロカーボン推進工事は対象外です。

対象工事の詳細については、建設課建築住宅係にお問合せください。

7. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 工事見積書(複数業者の場合はすべて)
- ③ 工事着手前の写真(リフォームを行う箇所全て)
<以下、市外在住者が申請する場合>
- ④ 工事完了後に居住する旨の誓約書
- ⑤ 対象住宅の所有を証する書類

※補助対象者であることを証明する書類の提出を求める場合があります。

8. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ① 実績報告書
- ② 工事請負契約書の写し
- ③ 工事代金領収書の写し
- ④ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑤ ※建築基準法等対象工事(住宅の増・改築工事)
 - ・ 検査済証の写し
 - 又は
 - ・ 工事届の写し

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認検査を行います。

実績報告書は、工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。

9. 地域商品券

【地域商品券の交付】

市から郵送された「地域商品券引換券」を、新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会のいずれかにお持ちいただき、「地域商品券」の交付を受けてください。

【使用期限】

令和6年3月31日(日)

期限を過ぎると地域商品券は無効となります。

10. 問い合わせ先

妙高市 建設課 建築住宅係

0255-74-0026(直通)

妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。